

「安全衛生特別教育規定等の一部を改正する告示の適用について」  
(平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 14 号) の記

第 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）の規定により、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）別表第 7 第 6 号に規定される建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの（以下「車両系解体用機械」という。）については、厚生労働大臣が定める規格に適合したものでなければ譲渡等が禁止されるとともに、その運転の業務に従事する労働者は、一定の技能講習を修了した者又は特別教育を受けた者に限定されている。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 58 号）による労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の一部改正により、令別表第 7 第 6 号 2 の解体用機械として、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機が規定されることに伴い、これらの機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの（以下単に「鉄骨切断機等」という。）が適合しなければならぬ規格や、その運転の業務に従事する労働者に対する技能講習、特別教育の内容を規定したものである。

第 2 細部事項

1 安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）

- (1) 労働者に対する特別の教育が必要な業務に、機体重量が 3 トン未満の鉄骨切断機等の運転業務が追加されたことに伴い、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるブレーカ（以下単に「ブレーカ」という。）の運転の業務に従事する労働者に対する特別教育の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計 4 機種 of 車両系解体用機械を対象とするものに改めたこと。

（第 11 条の 3 関係）

- (2) 具体的には、次のとおり改めたこと。

ア 学科教育の「小型車両系建設機械（解体用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の教育時間を 0.5 時間増加させて 2.5 時間としたこと。

イ 学科教育の「小型車両系建設機械（解体用）の運転に必要な一般的事項に関する知識」の教育時間を 0.5 時間増加させて 1.5 時間としたこと。  
なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。

ウ 実技教育の「小型車両系建設機械（解体用）の作業のための装置の操作」の教育時間を1時間増加させて3時間としたこと。

(3) 平成 25 年 7 月 1 日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、引き続き、機体重量 3 トン未満のブレーカの運転の業務に従事させることができること。

(4) 平成 25 年 7 月 1 日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、機体重量 3 トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に従事させる場合には、(2) のとおり拡充された内容についての教育が必要であること。

2 労働安全衛生規則別表第 3 下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和 47 年労働省告示第 113 号）の一部改正関係

(1) 労働安全衛生規則別表第 3 の「令第 20 条第 12 号の業務のうち令別表第 7 第 6 号 2 に掲げる建設機械の運転の業務」の項第 2 号の厚生労働大臣が定める者として、次の者を定めたこと。なお、同項第 1 号には、平成 25 年 7 月 1 日以後に開始される車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者が規定されていること。

ア 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）に規定する普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「能開法規則」という。）別表第 2 の訓練科の欄に定める機械整備系建設機械整備科又は揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行われるものを除く。）で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者

イ 能開法に規定する普通職業訓練のうち、能開法規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行われるものを除く。）で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者

ウ 平成 4 年改正前の能開法に規定する準則訓練のうち、平成 5 年改正前の能開法規則別表第 3 の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者

エ 平成 4 年改正前の能開法に規定する能力再開発訓練のうち、平成 5 年改正前の能開法規則別表第 7 の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者

(2) ア～エの訓練を実施する者で、厚生労働省労働基準局長の指定を受けようとするものは、当該訓練が、車両系建設機械（解体用）運転技能講習と同等以上の知識及び技能を付与するものであることを証する書面を添え

て、厚生労働省労働基準局長あて申請する必要があること。

### 3 車両系建設機械構造規格（昭和 47 年労働省告示第 150 号）の一部改正関係

#### (1) 安定度（第 4 条関係）

ア 鉄骨切断機等について、ブレーカと同様の後方安定度の要件を規定したこと。

イ 解体用つかみ機（特定解体用機械に該当するものを除く。）は、予測以上の荷重がかかることによる転倒の危険があるため、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値がその転倒支点における転倒モーメント値の 1.33 倍以上となる前方安定度を有しなければならないとしたこと。

ウ ブーム及びアームの長さの合計が 12 メートル以上である解体用機械（以下「特定解体用機械」という。）は、重心が高く、特に転倒しやすい構造であるため、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値がその転倒支点における転倒モーメントの値の 1.5 倍以上となる前方安定度を有しなければならないとしたこと。

エ 第 4 項及び第 5 項の「転倒支点」は、ブーム及びアームが向けられている側の全ての転倒支点をいうこと。

オ 第 4 項の前方安定度は、日本工業規格（以下「JIS」という。）A8340-4 の 4. 6. 4. 2 で引用される国際規格 ISO10567-2007 により求めること。

カ 第 5 項の前方安定度は、JISA8340-4 附属書 JC. 6. 1. 1 により求めること。

キ 本条第 6 項において読み替えて準用する第 3 項第 1 号中「前方安定に関し最も不利となる状態」とは、第 4 項の適用については、解体用つかみ機のブーム及びアームを水平にした状態を、第 5 項の適用については、ブーム及びアームを水平方向に最大限伸ばした状態をいうものであること。

ク ブーム及びアームの長さの合計が 12 メートル未満の解体用機械であっても、第 5 項の前方安定度を確保できる範囲で、ブーム及びアームを動かすことができる範囲（作業範囲）を設定すること。

#### (2) 作業装置用ブレーキ（第 6 条関係）

鉄骨切断機等について、ブレーカと同様の作業装置用ブレーキの要件を規定したこと。ただし、油圧又は空気圧を動力として用いる解体用機械は、本条の作業装置用ブレーキを備えなくても差し支えないこと。

#### (3) 運転室（第 9 条）

ア 第 4 項は、ブレーカの運転室の前面のガラスについて、強化ガラス以

外の安全ガラスの使用が認められる趣旨を明らかにするため、改正を行ったものであること。

イ 第4項の「安全ガラス」には、JISR3211(自動車用安全ガラス)に定める合わせガラス又は強化ガラスの規格に適合するもの、及び JISR 3206(強化ガラス)に定める規格に適合するものが含まれること。

ウ 第5項は、鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機については、作業時に解体物やその破片が運転室に飛来するおそれがあることから、運転室の前面に安全ガラスを使用することに加え、その前面に物体の飛来による危険を防止するための設備を備えているものでなければならないとしたものであること。

エ 第5項の「物体の飛来による危険を防止するための設備」は、アタッチメントの動力、想定される作業の対象物の構造、性質、想定される機械本体と作業の対象物との距離を勘案し、最も危険性の高い飛来物から労働者を保護することのできるものをいうこと。

(4) アーム等の昇降による危険防止設備(第11条関係)

ア 鉄骨切断機等について、ブレーカと同様のアーム等の昇降による危険防止設備の要件を規定したこと。

イ 「アーム等」の「等」には、ブームが含まれること。

(5) 自動停止装置等(第13条の2関係)

ア 作業範囲(安定を確保する観点から定められた、ブーム及びアームを動かすことができる範囲)を超えてブーム又はアームが操作されるおそれがある特定解体用機械には、作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに、起伏装置及び伸縮装置の作動を自動的に停止させる装置又は運転者に注意を喚起するための警音を発する装置を備えているものでなければならないとしたこと。なお、作業範囲を超えてブーム又はアームを操作することは、労働安全衛生規則第163条により禁止されていること。

イ 「安定度等」の「等」には、構造、材料、ブーム及びアームの長さが含まれること。

ウ 「作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されるおそれがある」とは、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できない構造であることをいうこと。

エ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であって、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できない構造のものについては、本条の装置を備えていることが望ましいこと。

(6) 逆止め弁(第14条関係)

ア 油圧を動力として用いる特定解体用機械の起伏装置及び伸縮装置は、

原則として、油圧ホースの破損や接続部からの油漏れによる油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な降下等を防止するための逆止め弁を備えているものでなければならないとしたこと。

イ 「急激な降下等」の「等」とは、急激な収縮をいうこと。

ウ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であって、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できないものについては、「逆止め弁」を備えたものとする。

(7) 表示 (第15条関係)

ア 取り替えることのできるアタッチメントを有する車両系建設機械については、当該アタッチメントの重量及び装着することのできるアタッチメントの重量が運転者の見やすい位置に表示されているもの、又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類を備え付けたものでなければならないとしたこと。

イ 本条の表示について、運転者が必要な事項を容易に確認できる書類を備え付けることにより代替できることとしたこと。

ウ 運転者が容易に確認できる書類の備付けの方法には、必要事項を記載した書類を運転席周辺の書類入れに入れておくことが含まれること。

4 車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程(平成2年労働省告示第65号)の一部改正関係

(1) 労働者の就業が制限される業務として、機体重量3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務が追加されたことに伴い、ブレーカの運転の業務に従事することが認められる技能講習の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計4機種 of 車両系解体用機械を対象とするものに改めたこと。

(2) 一般の技能講習の範囲及び時間について、次のとおり改めたこと。

ア 学科講習の「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の講習時間を1時間増加させて5時間としたこと。

イ 学科講習の「運転に必要な一般的事項に関する知識」の範囲に「鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造」を加え、その講習時間を1時間増加させて3時間としたこと。なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。

ウ 実技講習の「作業のための装置の操作」の講習時間を1時間増加させて5時間としたこと。

(3) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者等に関する特例について、次のとおり改めたこと。

ア 学科講習の「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する

知識」の講習時間を1時間増加させて2時間としたこと。

イ 学科講習の「運転に必要な一般的事項に関する知識」の範囲に「鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造」を加えたこと。なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。

ウ 実技講習の「作業のための装置の操作」の講習時間を1時間増加させて2時間としたこと

(4) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法とショベル系建設機械施工法のいずれをも選択しなかったもの、又は2級の技術検定で第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者については、これまで一部の講習科目の受講を免除していたが、別途鉄骨切断機等の安全な操作方法等に係る知識及び技能を付与する必要があるため、時間を短縮した技能講習を実施することとしたこと。

(5) 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの、又は2級の技術検定で第2種の種別に該当するものに合格した者については、これまで技能講習の全部を免除していたが、別途鉄骨切断機等の安全な操作方法等に係る知識及び技能を付与する必要があるため、時間を短縮した技能講習を実施することとしたこと。

(6) 講師の要件については、平成16年3月19日付け基発第0319009号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」(以下「基発第0319009号通達」という。)の別添8の34に示したとおりであること。

(7) 第2条第2項の表の「走行の操作」の科目の「定められたコース」については、昭和47年10月30日付け基発第703号「安全関係技能講習規程の施行について」(以下「基発第703号通達」という。)の第12の2の(1)を準用すること。

(8) 第2条第2項の表の「作業のための装置の操作」の科目については、次のア及びイをそれぞれ行うこと。

ア ブレーカ

① 「定められた方法」とは、次の(ア)から(ウ)までの操作を組み合わせて行わせる方法をいうこと。

(ア) ブーム及びアームの上下の操作

(イ) ブレーカユニットの伸ばしと抱込みの操作

(ウ) 旋回及びタガネを作業点へ移動させる操作

② 基本操作のほか、コンクリート柱、壁等立体物及びコンクリート床等平面体の解体作業のための装置の操作を行わせること。

イ 解体用つかみ機

① 「定められた方法」とは、次の(ア)から(ウ)までの操作を組み合わせを行わせる方法をいうこと。

(ア) ブーム及びアームの上下の操作

(イ) つかみ具の開閉の操作

(ウ) 対象物をつかみ、持ち上げて旋回し、所定の位置に置く操作

② 基本操作のほか、解体用つかみ機による木造工作物等立体物の解体作業のための装置の操作を行わせること。

(9) 実技講習に使用する機械は次のものとする。

ア 「走行の操作」については、ショベル系建設機械であればブレーカ又は解体用つかみ機以外のものでも差し支えないこと。また、タイヤ式又はクローラ式のいずれでもよいこと。

イ 「作業のための装置の操作」については、タイヤ式又はクローラ式のブレーカ(ドラグ・ショベルのバケットをブレーカユニットに交換したもので差し支えない。)及び解体用つかみ機(ドラグ・ショベルのバケットを解体用つかみ具に交換したもので差し支えない。)を使用すること。

ウ 使用する車両系建設機械は、機体重量が5トン以上のものとする。

(10) 修了試験の実施については、平成2年9月26日付け基発第586号「床上操作式クレーン運転技能講習規程、小型移動式クレーン運転技能講習規程、車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程、不整地運搬車運転技能講習規程及び高所作業車運転技能講習規程の施行について」(以下「基発第586号通達」という。)の第1の3によること。ただし、一部の講習科目の受講が免除されている者については、受講者が受講した各科目の点数の合計をもって満点とし、合格は、各科目の得点が、各科目の配点の40%以上であって、かつ、得点の合計が、受講者が受験した科目の配点の合計点の60%以上である場合とする。

(11) 学科試験における各科目の配点は、次のとおりとする。

ア 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 30点

イ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 30点

ウ 運転に必要な一般的事項に関する知識 20点

エ 関係法令 20点

合計 100点

(12) 実技試験については、基発第703号通達の第12の3の(2)を準用し

て行うこと。この場合の実技試験採点表は、別表によること。

5 附則関係

(1) この告示は、平成 25 年 7 月 1 日から適用すること。(附則第 1 条)

(2) 改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。(附則第 3 条関係)

第 3 関係通達の一部改正

1 基発第 586 号通達の一部改正

基発第 586 号通達の第 4 の 2 及び 3 を次のように改めること。

2・3 削除

2 基発第 0319009 号通達の一部改正

基発第 0319009 号通達の別添 7 の 6 の (2) 「ブレーカ (ドラグ・ショベルにブレーカユニットを装着したもので差し支えない。)」を「ブレーカ及び解体用つかみ機 (ドラグ・ショベルのアタッチメントをそれぞれブレーカユニット及び解体用つかみ具に交換したもので差し支えない。)」に改正すること。



実技試験採点表（車両系建設機械（解体用））

試 験 項 目		配点	減点	得点
1 走 行 の た め の 操 作	(1) 車体 車体周囲確認点検（確認姿勢、確認位置等）	2		
	(2) 乗車 乗車方法等（乗車姿勢、乗車位置、飛び乗り等）	2		
	(3)-① エンジン始動前 乗車後の周辺安全確認 つかみ具の位置確認 操作レバー位置確認	4		
	(3)-② エンジン始動 エンジン始動の円滑さ			
	(3)-③ エンジン始動後 各計器の指度状態確認 警告ランプ、警報ブザー状態確認			
	(4) 発進 発進前の周辺安全確認 作業装置レバーの再確認（レバーの中立又は保持状態） 発進のための各レバー、ハンドル、ペダル類の一連操作の円滑さ（各機種に対応したもの）	4		
	(5) 走行 前方の安全状態確認 カーブ走行又は傾斜地走行の円滑さ 屈折走行の円滑さ 方向変換の円滑さ（徐行を含める。） 変速操作の的確、円滑さ 走行レバー、ハンドル、ペダル操作の的確、円滑さ 適正速度の確保 コース内の走行（離脱）	18		
	(6) 停止 一時停止位置の確保 駐車ブレーキの作動 変速レバー、燃料調整レバー等の一連のレバー、ハンドル、ペダル類の操作位置 操作の円滑さ	4		
(7) 下車 下車方法等	2			
(8) 移送のための積みおろし 各レバー、ハンドル、ペダル類の一連操作の円	4			

	滑さ 積込みのための登板の円滑さ 積おろしの降板中の円滑さ 登降板中の車体位置の適否 登降板後の車体位置の適否			
	小 計	40		
2 作 業 の た め の 装 置 の 操 作	(1) つかみ位置までの発進、待機 発進前の周辺安全再確認 走行レバー、ハンドル、ペダル類の操作の円滑さ 停止の円滑さ 停止位置の適否（停止位置地盤状態を含む。） 駐車ブレーキの操作 （アウトリガーの張り出し操作の的確、円滑さ）	8		
	(2) つかみ準備作業 前方の安全状態確認 旋回操作の的確、円滑さ ブーム操作の的確、円滑さ アーム操作の的確、円滑さ つかみ具の位置とつかみ箇所的位置の的確さ	16		
	(3) つかみ上げ及び移動の作業 つかみ具作動ペダル、レバー操作の的確、円滑さ 物をつかみ上げ、放す位置の的確さ つかみ上げの状況と周辺の注意	12		
	(4) つかみ位置からの後退と停止 後退前の周辺安全再確認 （アウトリガーの格納操作の的確、円滑さ） 走行レバー、ハンドル、ペダル操作の的確、円滑さ 停止の円滑さ 停止位置の適否（停止位置地盤状態を含む。） 駐車ブレーキの操作	4		
	小 計	40		
3 そ の 他	所要時間（標準時間（ ）分オーバー） 作業態度 その他	20		
	小 計	20		
	計	100		

車両系建設機械のアタッチメントに貼る、1年以内に行う定期自主検査  
(特定自主検査)を実施したことを証するシールについて

標記については、平成24年12月に取りまとめられた「解体用車両系建設機械の新たな安全対策に係る検討会報告書」において、「解体用車両系建設機械は、アタッチメントを頻繁に交換することから、本体（ベースマシン）への検査標章の貼り付けに加え、特定自主検査を実施したことを証するもののアタッチメントへの貼り付けについて、何らかの工夫を検討することが必要である。」と指摘されたことを受け、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会において検討され、開発された次図のものが例として掲げられること。

図 アタッチメントに貼るシール

